のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 4 年度及び平成 5 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 4 年度補正予算債及び平成 5 年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

E　市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F　昭和 63 年度から平成 3 年度までの各年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの間において発行について許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度ま

のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 4 年度及び平成 5 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 4 年度及び平成 5 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成 4 年度補正予算債及び平成 5 年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

E　市町村立の小学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金

F　昭和 63 年度から平成 3 年度までの各年度及び平成 6 年度から平成 11 年度までの間において発行について許可された水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及び B において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）で市町村立の小学校に係るものの当該年度における元利償還金

G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第 3 条第 1 項（第 3 号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成 12 年度から平成 27 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債、平成 12 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 27 年度ま

第明治三十種五郵便年三月物三十認一可日